第501号
昭和49年3月20日

やお市政だより

発行所　大阪府八尾市役所
八尾市本町1　TEL.代(94)3881
印刷所　サンケイ印刷株式会社

市民憲章　わたくしたち八尾市民は　1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

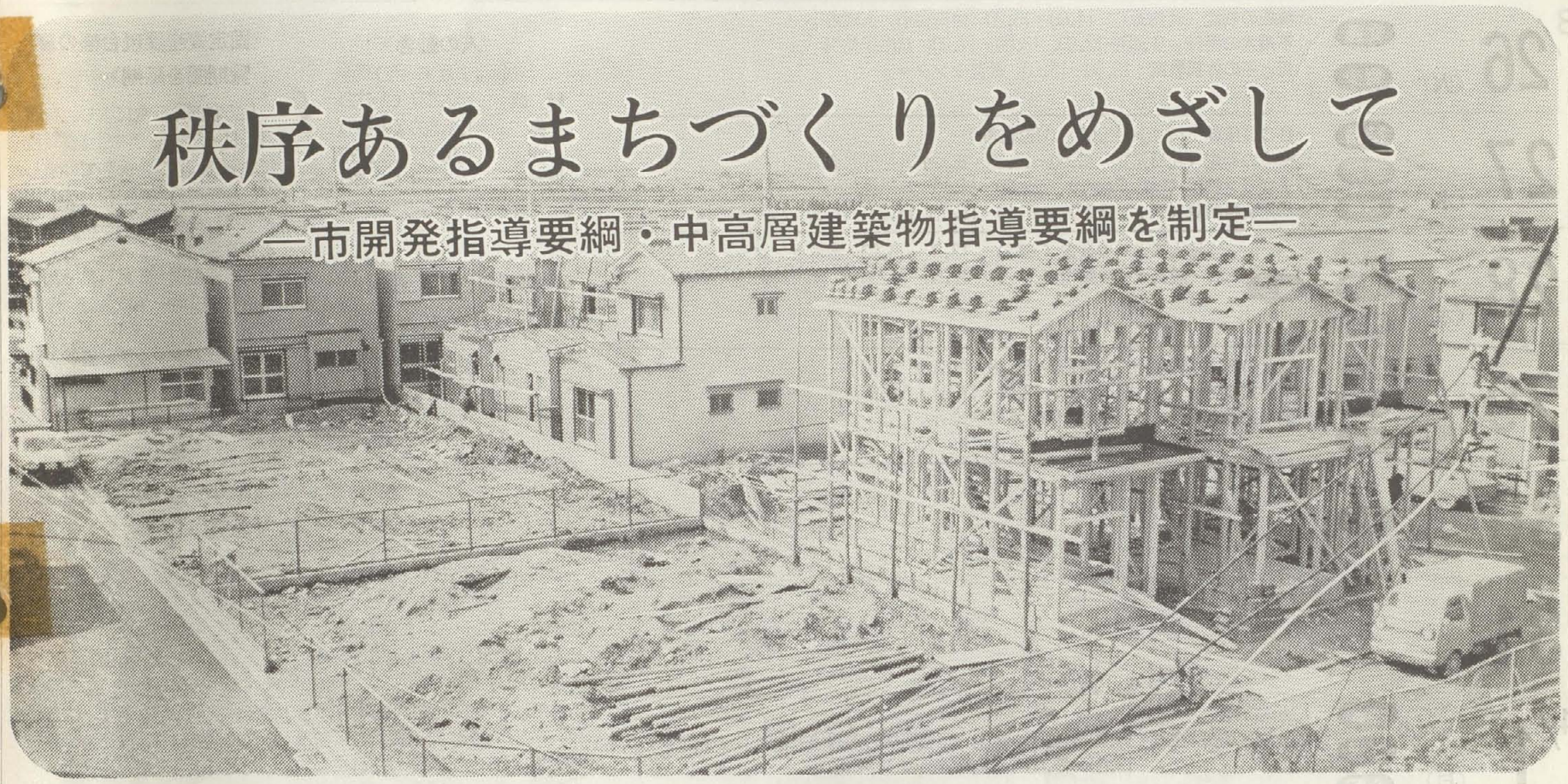

秩序あるまちづくりをめざして

―市開発指導要綱・中高層建築物指導要綱を制定―

■4月1日から実施します

おしよせる都市化のなかで八尾市においても住宅需要が増大し、都市施設の整っていない無秩序な市街化がすすんできています。こうした過密化現象の影響は、住環境の悪化とその防止のための公共施設などの整備負担の増加となってあらわれています。このため、市では道路、公園など都市環境の整備拡充に努めていますが、それとともに住環境の悪化を未然に防ぐため、建設を目的とした開発行為を行うものに対して積極的に行政指導を行う必要があります。「八尾市開発指導要綱」は、一定面積規模以上の開発行為や一定戸数以上の住宅建設を行うものを指導対象としています。

また「八尾市中高層建築物指導要綱」は、市民の住環境に大きな影響をおよぼす中高層建築物の建築に対して事前指導を行うものです。

これらの要綱は、いずれも4月1日から実施されます。

《八尾市開発指導要綱》

■500㎡以上の開発行為または20戸以上の住宅建設に適用されます

この要綱は、事業者に開発申請前に市長と事前協議をすることを義務づけており、（1）開発面積が500㎡以上の開発行為（2）20戸以上の住宅建設事業（3）累積面積および累積戸数が（1）および（2）をこえる場合に適用されます。

協議内容は、土地利用の区分、用途、入居戸数、都市施設の計画および配置となっています。

■開発面積3,000㎡以上の場合は、広場などを設置

1戸建ての住宅の場合、第1種住居専用地域では150㎡以上、その他の地域では66㎡以上の敷地確保を義務づけられています。

開発面積が3,000㎡以上の場合は、市にその3％の土地の無償提供（都市計画法と同じ）と事業者負担で植樹、遊具の設置などが義務づけられています。また、住宅戸数が50戸以上の開発の場合、1戸あたり5㎡の用地を市に無償提供するかまたは10万円の寄付を、3haまたは300戸以上の大規模開発の場合には集会場か小学校など設置することが定められています。

この要綱に従わないものに対しては、市は建築確認申請や水道給水などの必要な協力を行わないことにしています。

※事前協議制度とは

事業者が、開発行為などを行う場合、施行区域内に都市計画道路、公園などが含まれているかどうか、あるいは給排水施設計画などがどのようになっているかを事前に知ることは開発行為などをスムーズに行うために是非とも必要なことです。また、市にとっても都市の無秩序な開発を防止するため、開発行為などの内容を事前に把握する必要があります。このため、市と事業主が開発行為などに先立って協議し、良好なまちづくりの実現をはかるため発足したのがこの制度です。

《八尾市中高層建築物指導要綱》

この要綱は、一定の高さまたは階数以上の建築物に適用されるもので（表参照）、建築主に対し、規制される内容は次のとおりです。

☆日照、通風、電波受信、プライバシーなど、近隣住民の住環境に障害を生じないように努めること

☆建築物の計画を表す標識を現場に設置し、近隣住民に事前公開すること（右図参照）

☆近隣住民から建築計画についての問い合わせ、苦情があった場合は、建築主は説明会の開催をすること

☆工業地域内における居住環境の保全

☆確認申請書などの提出に先立って事業計画書を提出すること

なお「八尾市開発指導要綱」「八尾市中高層建築物指導要綱」のくわしいことは、市建築指導課（電91―3881内線420）までお問い合わせください。

90cm以上

8cm以上

予定建築物標識

敷地の地名地番			
建築物の用途		敷地面積	m²
構造	造	延べ面積	m²
高さ	m	階数 棟数	地上　階 地下　階　棟
建築主	住所 氏名または名称	電話	
設計者	住所 氏名または名称	電話	
工事施工者	住所 氏名または名称	電話	
建築工事予定期間	昭和　年　月　日～昭和　年　月　日		
標識設置年月日	昭和　年　月　日		

80cm以上

地域の区分	高さ	階数（地階を除く）
第1種住居専用地域		
第2種　〃　〃	10m　以上	3階以上
住居地域		
近隣商業地域	12.5　〃	4　〃
商業地域	15　〃	5　〃
準工業地域	※10　〃	※3　〃
	12.5　〃	4　〃
工業地域	※10　〃	※3　〃
	15　〃	5　〃

※は建築物の全部または一部が、共同住宅の用途に供する建築物に適用

◆もくじ◆

☆第1面…市の動き（秩序あるまちづくりをめざして）
☆第2面…市の行事
☆第3面…お知らせ
☆第4面…国民年金（国民年金の納付方法がかわります）
☆第5面…くらしのページ（かしこい主婦のお買物、医療と健康他）
☆第6面…写真ニュース（卒業シーズンにひろう）
☆第7面…読物のページ（史跡をたずねて、図書室だより他）
☆第8面…市の話題

やお市政だより

第501号　2　昭和49年3月20日

市の行事

3/26	(火)	交通 青少	☆種痘の判定（乳幼児）　14.00〜15.30　南高安小　久宝寺小 ☆不用犬の受付　9.15〜12.00、13.00〜17.00　八尾保健所 ☆母と子の体操教室　13.30〜15.00　教育センター
27	(水)	結婚 家児 教育	☆ＢＣＧ接種　14.00〜15.00　八尾保健所 ☆種痘の判定（乳幼児）　14.00〜15.30　竜華小、桂解放会館 ☆子宮ガン検診（電話予約制）　13.00〜14.00　八尾保健所 ☆幼児歯科相談（フッソ塗布）　9.15〜11.00、13.00〜14.30　八尾保健所
28	(木)	行政 家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室（卓球）　13.30〜16.00　教育センター ☆一般スポーツ教室（〃）　17.30〜21.00　〃
29	(金)	家児 身障 教育	☆種痘の判定（乳幼児）　14.00〜15.30　用和幼、竹淵小 ☆不用犬の受付　9.15〜12.00、13.00〜17.00　八尾保健所 ☆乳幼児健康相談　9.15〜11.00　八尾保健所
30	(土)	青少	
31	(日)		
4/1	(月)	教育 家児 心配	☆防災の日 ☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00　久宝寺集会所横の遊園地、東弓削青年会場 13.00〜15.00　常光寺、信貴山口駅前
2	(火)	交通 青少	☆ツベルクリン接種　9.15〜11.00　八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00　南高安小、高安出張所 13.00〜15.00　八尾自動車教習所、北山本児童公園 ☆母と子の体操教室　13.30〜15.00　教育センター ☆出張献血　10.00〜15.00　市立病院
3	(水)	結婚 家児 教育	☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00　太田八幡神社、都塚児童公園 13.00〜15.00　大正中、清友高 ☆子宮ガン検診（電話予約制）　13.00〜14.00　八尾保健所 ☆幼児歯科相談（フッソ塗布）　9.15〜11.00、13.00〜14.30　八尾保健所
4	(木)	家児 法律 青少 職業	☆ＢＣＧ接種　9.15〜11.00　八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00　曙川出張所、竹淵出張所 13.00〜15.00　志紀田井中神社、竜華出張所 ☆婦人スポーツ教室（バレーボール）　13.30〜16.00　教育センター ☆一般スポーツ教室（　〃　）　17.30〜21.00　〃
5	(金)	家児 身障 教育	☆少年を守る日 ☆不用犬の受付　9.15〜12.00、13.00〜17.00　八尾保健所 ☆府の巡回交通相談　10.00〜16.00　市民相談室 ☆乳幼児健康相談（3カ月の乳児）　9.15〜11.00　八尾保健所
6	(土)	青少	
7	(日)		☆世界保健デー
8	(月)	教育 家児 心配 法律 行政	☆種痘の接種（乳幼児）　14.00〜15.30　北山本小、中高安小 ☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00、13.00〜15.00　山本労働会館 10.00〜12.00　桂解放会館 13.00〜15.00　大竹老人ホーム ☆肢体不自由児相談　13.00〜14.30　八尾保健所
9	(火)	交通 青少	☆種痘の接種（乳幼児）　14.00〜15.30　南山本小、安中解放会館 ☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00、13.00〜15.00　安中小 10.00〜12.00　小阪合神社 13.00〜15.00　山本児童公園 ☆母と子の体操教室　13.30〜15.00　教育センター
10	(水)	結婚 家児 教育	☆種痘の接種（乳幼児）　14.00〜15.30　山本小 ☆ＢＣＧの接種　14.00〜15.30　八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射　10.00〜12.00、13.00〜15.00　日の出市場、用和小 ☆子宮ガン検診（電話予約制）　13.00〜14.00　八尾保健所 ☆幼児歯科相談（フッソ塗布）　9.15〜11.00、13.00〜14.30　八尾保健所

☆みなさんの近くで起こった善意、善行、伝統的行事等がありましたら市広報係まで（TEL　91−3881）

身障＝身体障害者相談　心配＝心配ごと相談　結婚＝結婚相談　いずれも　13時〜16時　社会福祉会館で　家児＝家庭児童相談　10時〜16時　社会福祉会館で　青少＝青少年愛護相談　9時〜17時　教育センターで　交通＝交通相談　法律＝法律相談（当日予約制）　行政＝行政相談　いずれも　13時〜16時　市民相談室で　教育＝教育相談　9時〜　教育相談室で　職業＝高齢者職業相談　10時〜15時　社会福祉会館で

《人の動き》

（49年1月末現在）

総数	242,837	(＋472)
男	121,896	(＋235)
女	120,941	(＋237)
世帯数	74,026	(＋58)

（　）内は前月からの増減です

《平野署管内で交通規制》

朝のバス通勤・通学をスムーズにするため、午前7時から午前9時まで（日曜、休日、1月2日、3日を除く毎日）次の区間の交通規制を行っています。

▷瓜破長吉久宝寺線の六反東住宅バス停〜長吉城山間の西行き禁止　▷大阪羽曳野線の平野田畑町〜平野京町3丁目間の北行き禁止

いずれも大型車両、自家用普通乗用車、ライトバンは通行できません。（ただし大型車両は午後8時まで）

また、柴谷平野線の平野公園東口〜平野田畑町間の西行きにはバス専用レーンが設けられました。

なお、その他くわしくは平野警察署（電 791−0014）まで。

《消火器の押し売りにご注意》

最近、八尾市内で消火器の押し売りが横行していますので十分注意してください。

各家庭を訪問し、「市の防災課員だ」「町会の防犯委員だ」「消防署から来た」とか、「各家庭に消火器を設置するよう義務づけられている」など言葉たくみにもちかけ、高額な値段で消火器を売りつけています。

このような者が家に来たときは絶対に取り合わないようにし、すぐに110番か、八尾警察署（電92−1234）に連絡してください。

《固定資産課税台帳の縦覧期間を延期》

地方税法の規定により、毎年3月1日〜20日まで固定資産課税台帳を関係者に縦覧していましたが、今年は地方税法の一部改正が見込まれるため、縦覧期間を次のとおり延期します。

☆縦覧期間　4月11日〜30日　平日午前9時〜午後5時　土曜日午前9時〜正午

☆縦覧場所　土地家屋課税台帳の縦覧は市役所内市民ホール1階で、償却資産課税台帳の縦覧は税務課で行います。

《キリン草の刈り取りをお願いします》

暖かくなってくると、空地にセイタカアキノキリン草などの雑草がおい茂ってきます。

おい茂ると環境衛生上よくなくカ・ハエの発生場所にもなりますので、空地の所有者は、大きくなる前に刈り取り、管理を十分していただくようお願いします。

なお、衛生課（電91−3881　内線 361）で草刈り機を用意していますので、ご希望の方は申し込んでください。

《生活学校生募集》

市立婦人会館では昭和49年度生活学校生を次のとおり募集しています。

☆講座内容　「暮らしの知識と消費問題」

☆講座日　毎月20日（20日が土曜・日曜にあたる場合は繰り上げ、繰り下げ）午後1時〜3時30分、1年で終了

☆受講料　無料

☆定員　80名（先着順）

入学ご希望の方は4月5日（金）までの午前10時〜午後4時の間に市立婦人会館（本町3−10−10、電22−6185）までお申し込みください。

《水道の開閉せんの申し込みはお早めに》

水道の開閉せんの申し込みは次の要領でできるだけお早めに。

☆必要なもの　開せん＝水せん番号、印鑑　閉せん＝領収書またはお知らせ票

☆申し込み　開せん＝水道局窓口　閉せん＝水道局窓口か電話で

なお、4月1日から次のとおり電話番号が変わります。

▷執務時間内（月〜金曜午前9時〜午後5時、土曜日の正午まで）＝22−1661（代）

▷執務時間外（休日、月〜金曜の午後5時以降、土曜の正午以降）＝91−7836　91−9343

やお市政だより

第501号　3　昭和49年3月20日

お知らせ

文化講座のこと

■第9期文化講座を開きます

電23－4115

労働会館分館（植松町5丁目）では、5月から第9期文化講座を開きます。

☆期間　49年5月ー翌年3月

☆会場　市立労働会館分館（近鉄バス植松下車すぐ）

☆受講資格　15歳以上の市民、または市内在勤者

☆申し込み　4月14日（日）午前10時から労働会館分館で、先着順に受け付けます。定員になりしだい締め切りますので、ご注意ください。なお、申し込みには必ず印鑑を持参してください。

☆受講料　無料（ただし、材料費などの実費は各自負担）

☆募集講座

花道講座　未生流＝一般（土曜午前10時ー12時）勤労者（木曜午後6時ー8時）、池坊＝一般（水曜午前10時ー12時）勤労者（火曜午後6時ー8時）各クラスとも40名

茶道講座　表千家＝一般（火曜午前9時ー12時）勤労者（火曜午後6時ー9時）、裏千家＝一般（金曜午前9時ー12時）勤労者（金曜午後6時ー9時）各クラスとも30名

手芸教室　一般（木曜午前10時ー12時）勤労者（金曜午後6時ー8時）各クラスとも30名

手編み教室（金曜午前10時ー12時）30名

陶芸教室（水曜午後6時ー8時）30名

絵画教室（土曜午後6時ー8時）30名

文学教室　7月開講予定、20回（木曜午後6時ー8時）　100名

労働講座　不定期開講

（注）花道、茶道、手芸、手編みは毎月第1、2、3週の各曜日（月3回）に行います。

〈第8回　習作展を開きます〉

文化講座生の1年間の成果をみなさんに見ていただくため、習作展を開きます。

☆とき　4月6日（土）、7日（日）

☆ところ　労働会館分館

とくに、7日は修了式後、2階和室と前庭で茶会、陶芸講座生による作品即売会を開催しますので多数お越しください。

牛乳支給のこと

■妊産婦、乳幼児へ牛乳を支給しています

電91－3881　内線359

市では、現在生活保護所帯、市民税のかからない所帯、また所得税のかからない所帯の妊産婦、乳幼児（妊娠5カ月ー生後1年）に対して無料で牛乳（200cc）を支給しています。

☆資格のある人　市内に住所があり、生活保護所帯、市民税非課税所帯、所得税非課税所帯の妊産婦、乳幼児のかた

☆支給期間　申請受理（妊娠5ヵ月以降）の10日後から生後1年まで

☆申請　母子手帳・印鑑・非課税証明書持参のうえ、衛生課医務係まで申請してください（非課税証明書を持参できないかたは、医務係に相談してください）。

料理講座のこと

■料理講座生を募集します

電99－3167

労働会館（山本町1丁目）では、楽しい料理づくりをしながら、実用向きで栄養価の高い料理の作り方を覚えていただく〝第13期料理講座〟を開きます。

☆講座期間　5月ー翌年3月まで、月2回計20回（8月は休講）

☆受講資格　勤労婦人、一般婦人（市内に住んでいる人、または働いている人）

勤労婦人は、申し込み用紙に事業主または労組の証明をもらってください。一般婦人は健康保険証・住民票・運転免許書など市内に居住していることを証明できるものを提示してください（ただし、申し込み書郵送の場合は住民票を添えてください）。

☆受講料　材料費2ヵ月分（2,000円）を前納。また別に上半期、下半期にテキスト代150円が必要です。

☆申し込み　4月2日（火）ー10日（水）まで労働会館へ申し込んでください（月曜日は休み）。申し込み用紙は4月2日から同会館で交付します。郵送の場合は、八尾市山本町1丁目8の11　市立労働会館へ返信用切手20円を添えて申し込んでください。

飼い犬のこと

■狂犬病の予防注射と飼い犬登録の受付を行います

電91－3881　内線361

4月1日から狂犬病予防接種を行いますので、犬を飼っておられるかたは、近くの会場でお受けください。

また、飼い犬の登録も同時に受け付けます費用は登録手数料300円、注射手数料440円、注射済票交付手数料60円です。

〈日程〉

4月1日（月）○久宝園集会所横の遊園地○東弓削青年会場　△常光寺　△信貴山口駅前　2日（火）○南高安小学校（旧の中学校）○高安出張所　△八尾自動車教習所　△北山本児童公園　3日（水）⊙太田八幡神社　○都塚児童公園　△大正中学校　△清友高校　4日（木）○曙川出張所　○竹渕出張所　△志紀田井中神社　△竜華出張所　8日（月）山本労働会館　○桂解放会館　△大竹老人ホーム　9日（火）安中小学校　○小阪合神社　△山本児童公園（大和橋東入る）　10日（水）日の出市場　用和小学校　11日（木）久宝寺口桜橋児童公園　志紀児童遊園地　12日（金）久宝寺中学校　山本球場　15日（月）八尾中学校　16日（火）山本小学校　○婦人会館前の公園　△八尾市役所

時間は、○印は午前10時ー12時、△印は午後1時ー3時、無印は午前10時ー12時、午後1時ー3時です。午前9時現在、雨天の場合は中止します。

なお、登録や予防注射を受けずに犬を飼うと、3万円以下の罰金がかせられますのでご注意ください。

福祉金のこと

■心身障害者（児）福祉金の申請を受け付けます

電91－3881　内線279

市では、心身障害者（児）の福祉金給付の申請を次のとおり受け付けます。

☆該当者　昭和49年4月1日現在、市内に住んでいて住民基本台帳に記載されている人および福祉事務所長または、児童相談所長の措置を受けて他市の施設に収容されている人で次のどちらかに該当する人

①精神薄弱者更生相談所などの判定を受け福祉事務所に登録されている人で知能指数が50以下の人

②身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級から6級までの人

☆必要なもの　申請書（社会課にあります）福祉事務所長の知能指数証明書（①の該当者のみ）　身体障害者手帳、印鑑

☆申請受付　4月10日（水）ー30日（火）まで社会福祉会館内社会課で。

なお、身体障害者福祉会を通して申請されたかたは、申請する必要はありません。

成人学級講座のこと

■成人学級講座を募集します

電92－5875

公民館では、49年度の成人学級講座生を次のとおり募集します。

☆受講資格　15歳以上で市内に住んでいる人または働いている人

☆申し込み　3月26日（火）、27日（水）の午前10時から午後6時30分まで公民館で受け付けます。受付期間、受付時間中でも、定員に達した学級、講座はその時点で締め切ります。初日の受付開始時に申し込み希望者が定員を越えているときは、午前10時までに来ておられるかたについてのみ抽選で決めます。

☆費用　受講料はいりませんが、材料費、テキスト代などの実費は個人負担です。

☆募集科目（カッコ内は開講日）

成人学級＝染色工芸（月曜午後1時）、華道（月曜午後6時）、詩吟（火曜午後6時）、器楽（火曜午後6時）、書道ーかな（第1、第3水曜午後6時）、書道ー漢字（第2、第4水曜午後6時）、ペン習字（月曜午後6時）手芸（木曜午後1時）、お母さんのコーラス（木曜午前10時）、絵画（木曜午後6時）、写真（第1、第3木曜午後6時）、8ミリ（第2、第4木曜午後6時）、フラワーデザイン（金曜午後1時）、英会話（水曜午後6時）、婦人英会話（土曜午前10時）、俳画（第1、第3土曜午後1時）

定員は、いずれも40名、ただし写真と8ミリは30名です。

専門講座＝主婦と哲学、主婦と経済学、現代の文学、同和問題と教育の4講座（年間12回）定員はいずれも50名。

通信教室＝短歌、俳句、川柳、同和問題の4教室（年間20回、ただし同和問題は12回）。定員はいずれも40名。

市民大学＝青年コース、婦人コース、成人コース、老人コースの4コース（年間20回）で定員はいずれも40名。

集団検診のこと

■胃の集団検診の受付を行っています

電91－3881　内線360

市では、大阪府と協力して、胃ガンの早期発見のため、30歳以上の方を対象に八尾保健所で胃の集団検診を行っています。

この5月末までに実施する分を現在受け付けていますので、この期間をおおいにご利用ください（定員 300名になりしだい締め切ります）。

☆申し込み　市衛生課、市内各出張所に備えつけの用紙に必要なことがらを記入して、衛生課へ申し込んでください（料金1人 400円）。

接種のこと

■乳幼児の第1期種痘を行っています

電91－3881　内線360

乳幼児の種痘を次のとおり行っています。

☆該当者　生後6カ月ー24カ月の乳幼児

☆日程

接種日	判定	実施会場
3月20日	27日	竜華小、桂解放会館
22日	29日	用和幼、竹渕小
4月8日	15日	北山本小、中高安小
9日	16日	南山本小、安中解放会館
10日	17日	山本小
11日	18日	安中幼、大正幼
12日	19日	志紀幼、曙川小
17日	24日	八尾小

時間は、いずれも午後2時ー3時30分までです。なお、予防接種手帳に記載してある禁忌事項に該当している人は受けられません。

当日は、母子手帳、予防接種手帳、印鑑、筆記用具、スリッパを持参すること。

★注意すること

☆当日、昼の体温を必ずはかってくる

☆問診票は、よく読んで正しく記入する

☆当日会場で問診を受けるときは、予防接種手帳から問診票のみを切り取り母子手帳の種痘のページを開いて提出してください。

ぼしゅうのこと

■夜かん中学生をぼしゅうしています

電91－3881　内線466

☆中学校そつぎょうのしかくがなくて、こまっている人

☆小学校や中学校をそつぎょうできなかった人

きょうかしょも、きゅうしょくもむりょうです。ごご5じ30ぷんー9じまでがんばってべんきょうしましょう。

そうだんは、八尾市きょういくいいん会（でんわ91－3881　ないせん466）または、八尾中学校（よる・でんわ98－9551、ひる・でんわ23－4421）までしてください。

やお市政だより

第501号　4　昭和49年3月20日

国民年金

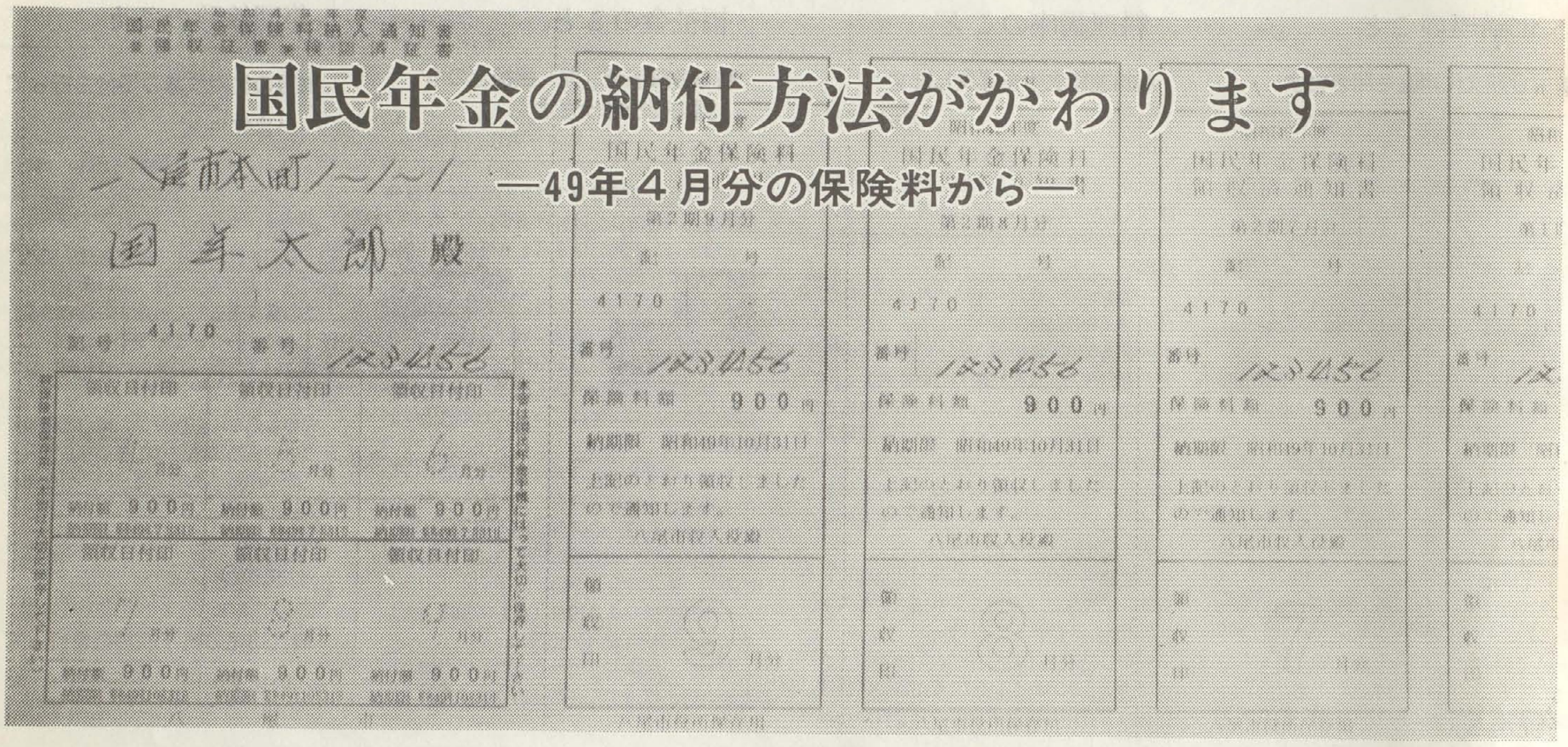

国民年金の納付方法がかわります

—49年４月分の保険料から—

国民年金保険料の納付方法が昭和49年４月分から納付書による〝自主納付方法〟にかわります。

これは被保険者数が昭和49年２月末現在で約５万３千人と増加したうえ、転入転出等の移動や昼間不在のご家庭が増加したこと、さらに今年１月から国の法律改正によって国民年金の保険料が60％強増額（年金給付額は約2.5倍増額）されたことにより１ヵ月単位（従来は３ヵ月を１回分として集金）で納付したいと希望される方が多いこと、また昼間不在あるいは留守がちなので直接銀行などに納めたいと希望される方がおられることなどのため自主納付方法をとったものです。

これにより本年４月分からの国民年金保険料は原則として各ご家庭へは集金におうかがいいたしませんのでご協力をお願いします。

■４月中旬までに納付書を郵送します

各被保険者の方々へ４月中旬までに〝昭和49年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書兼検認済証書〟という納付書を郵送しますがもし届かなかったり、氏名などが間違っていれば市年金課（電91－3881　内線320・321）までご連絡ください。

■納付方法と納付場所

納付書は４枚１組で１年分となっています保険料は従来３ヵ月分を１回として年に４回納めていただいていましたが、今回の納付書は１ヵ月毎にでも納めていただけるようになっています。

納期限、納付場所は次のとおりですので、必ず各月の納期限までにお納めください。

〈納期限〉

４月・５月・６月分－７月31日まで
７月・８月・９月分－10月31日まで
９月・10月・11月分－翌年１月31日まで
１月・２月・３月分－４月30日まで

〈納付場所〉

▷市役所、各出張所、市役所内大和銀行　▷大和、三和、富士、住友、三菱、三井、第一勧業、東海、協和、太陽神戸、大阪、滋賀、泉州、紀陽、池田の各銀行　▷安田、住友の各信託銀行　▷幸福、関西、近畿、福徳、大阪、兵庫の各相互銀行　▷八光、相互、大阪、東大阪、大阪市、弘容、大阪商業福寿の各信用組合　▷八尾市、三野郷の各農業協同組合（いずれも本店または支店）

ただし、郵便局では納付できません。

なお、その年度の保険料は最終の納付期限（４月30日）をすぎますと、当納付書では納められなくなり、市では取り扱うことができませんので、必ず納期限内に納めてください。

また、保険料を納付されないと受給権に結びつかなかったり、受給の際損になりますのでご注意ください。

〈その他〉

納付書の各領収欄に〝納付済・八尾市〟の印（写真下）が押してあるのは、49年３月以前にその月分まで前納されているということですのでその月分以後を納付してください。

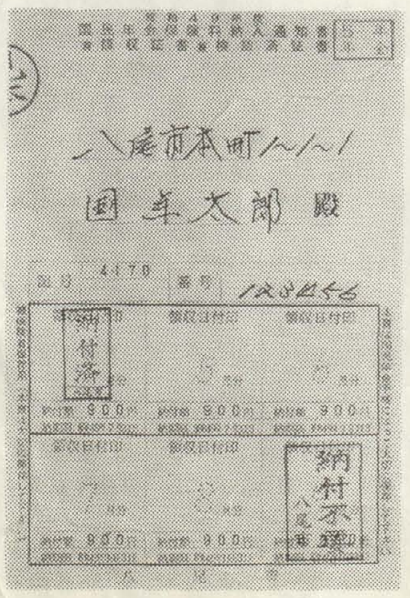

また、同じく〝納付不要・八尾市〟の印（写真左）が押してあるのは、満60歳になり以後は保険料を納める必要がないことを示しています。

なお、再開５年年金に加入されていて、昭和49年４月以前の保険料を納めておられない方は、国民年金手帳をご持参の上、市役所またはもよりの出張所へお納めください。

■年金の種類と保険料額

納付書の右上欄にあなたの年金の種類を赤文字で押印してありますが、押印のないものはすべて通常年金です。

年金の種類と保険料額は次のとおりです。

種　類	保険料額
通常年金	１ヵ月　900円
５年年金	１ヵ月　900円
再開５年年金	１ヵ月　900円
付加年金	１ヵ月 1,300円（通常年金900円＋付加保険料400円）
差額保険料	旧料金で前納されていますので、旧前納料金額によりそれぞれ違います

■使険料の前納割り引き制度

４月－12月分（９ヵ月分）の保険料を４月中に一括して納められると割り引きがあります。割り引き率は最高で通常年金、５年年金、再開５年年金とも140円、付加年金で200円です。

ただし、４月以降の月に12月分までを納められても若干の割り引きがありますが、事務処理上４月中に前納してください。

なお、前納される場合は当納付書では取り扱いできませんので、市役所またはもよりの出張所へお申し出ください。（別の領収書を発行します）

■保険料の納付が免除される場合

被保険者、世帯主、配偶者の方は保険料を納める義務または連帯して納める義務を負っておられますが、次に該当する場合は保険料の納付が免除されます。

☆**法定免除**　①障害または母子福祉年金もしくは準母子福祉の受給権者であるとき。

②生活保護法による生活扶助またはらい予防法によるこれに相当する援助をうけるとき

③国立らい療養所、その他の施設であって厚生省令で定めるものに収容されるとき。

☆**申請免除**　①所得がないとき。

②被保険者または被保険者の属する世帯の他世帯員が、生活扶助以外の扶助やらい予防法によるこれに相当する扶助をうけるとき。

③地方税法に定める障害者であって、年間の所得が政令で定める額以下であるとき。

④地方税法に定める寡婦であって年間の所得が政令で定める額以下であるとき。

⑤その他保険料を納付することが著しく困難であると認められること。

これらに該当する方は国民年金手帳と印かんをもって市年金課までお申し出ください。

■転入、転出などは必ず届けましょう

転入、転出、転居（住所変更）、結婚、氏名変更、死亡などの届け出は、住民票の届け出などと同時に必ず国民年金の方にも届け出てください。

また、国民年金の被保険者の方で、会社などへ勤められた場合は必ず厚生年金などの被保険者証書、または記号番号、加入年月日、勤務先名を届け出てください。（この場合、国民年金の被保険者資格は喪失しますが、年金受給の際通算されます）

反対に会社などへ勤めておられた方で、厚生年金等他の公的年金の受給資格期間を満たしていない方は届け出て必ず国民年金に加入してください。（この場合は厚生年金等の期間を通算して受給資格ができます）

なお、その他国民年金については市年金課までお問い合わせください。

やお市政だより

第501号　5　昭和49年3月20日

くらしのページ

かしこい主婦のお買物

――――最終回

消費者相談員制は既にご存知のことと思います。〝より多くの人々がより気軽に消費問題一般の相談ができるように〟と市が産業課の苦情相談窓口に加えて市内各地に15名の相談員をおいたのが昨年7月。以来9ヵ月間、相談員さんたちにはみなさんからの相談、苦情の受付とその処理にあたっていただく一方、今年1月から婦人会館内に設けられた「八尾市消費問題相談所」の相談員として、相談に応じていただきました。

この15名の相談員さんの任期がこの3月末できれます。4月からはさらに1名増員し、16名の新メンバーでみなさんからの苦情、相談に応じていただくことになりました。

そこで今回は、新メンバーによるスタートを前に、この9ヵ月間に持ち込まれた相談例を紹介することによって、もう一度相談員さんの仕事の内容をお知らせいたします。

■このような相談を受けました―消費者相談員

過去9ヵ月の間に持ち込まれた苦情のうち一番目につくのは量目不足です。肉、野菜に関するものが多く、相談員さんを通じて市に連絡が入ると産業課では、そのつど注意を与えてきました。

また　腐敗など品質に関する苦情も多くみうけられます。たとえば、40コ入りのうずらの卵を買ったがそのうち2コが腐敗しており、直接買った店におもむき交換してもらったら、そのうちの30コもくさっていたというケースがありました。相談員は代金を返してもらうとともに、店内に残っている他のうずらの卵の吟味を要求し、今後このようなことがないようにと話し合いをしました。その他、ポリ袋入りの玉ねぎがくさっていたとか、〝焼きそば〟の袋を開くと異臭がしたというケースがあり、いずれも買った店で交換してもらっています。

このように、相談例は日頃の買物に関することが多く、従って直接買った商店との間で話し合って解決することが多いようです。しかし、なかには直接メーカーの説明を求めるといった事例もみうけられます。

相談員のAさんがのりの佃煮を買ったところ、ビンの中から同じ製品のビンの口の内部のかけらが入っていたというケースがありました。Aさんは早速、メーカーの大阪出張所に電話したところ消費者係員が代替品を持っておとずれ、「ビンのフタをする機械が回転しており、前のビンのフタをする時に何かの具合でその一部がかけ、次のビンの中に入ったのではないか。本社に送ってよく検討するとともに、今後こういうことのないよう注意する」と述べました。

この他、ギョウザから人のツメが出てきたり、シャンプーが変色したといったケースがあり、メーカーから直接説明を受けたという事例がありました。

このような日頃の買物に関するトラブルに加えて、昨年末より目立って増え始めたのが例の〝物不足〟に関する苦情です。灯油、プロパン、トイレットペーパー、砂とう、しょう油等の生活必需品が不足し、「何とかならないものか」という苦情、相談が相つぎました。「正月を控え一滴の灯油もなく困っている」という相談を受けたある相談員さんが、近くの灯油取り扱い店とかけあって5カンの灯油をまわしてもらい大変感謝されたというケースもありました。しかし、今回の〝物不足〟に対しては総体的に無力であったことは否定できないようです。問題があまりにも大きすぎたというべきでしょうか。

しかし、物価の高騰それに〝物不足〟という問題の解決に消費者がはたす役割は決して小さくはないはずです。日頃から消費問題一般に対する見識、批判力を養うことがぜひ必要なのではないでしょうか。そのためにも、せいぜい「消費者相談員」を利用していただきたいものです。

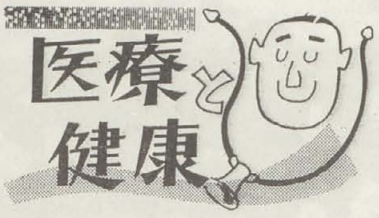

医療と健康

八尾市医師会

■人工栄養

赤ちゃんを母乳で育てる場合を母乳栄養、母乳以外のタンパク質を含む乳汁で育てる場合を人工栄養、また同時に両方で育てる場合を混合栄養といいます。

最近、いろいろな理由から母乳栄養が約30％におちてきていますが非常に残念なことです。人工栄養は非常によくなってきてはいますが、まだ母乳にはかないません。母乳は赤ちゃんを育てるのに最も適しており、次のようなすぐれた点があるのです。お母さん方は母乳がでないからといって簡単にあきらめずに努力してみてください。

1、死亡率や病気にかかる率が低い。

2、ビタミン欠乏症が少ない。たとえば、クル病、ビタミンA、ビタミンC欠乏症が少ない。

3、アレルギー性疾患が少ない。

4、タンパク質や脂肪の代謝が都合よく行われる。

5、赤ちゃんと母親との精神的なつながりが密接になる。

6、経済的であり調乳の手まもはぶける。

さて、人工栄養ですが、一口に人工栄養といっても牛乳、山羊乳、大豆乳および牛乳を加工して作った全粉乳、調製粉乳、練乳、脱脂乳、牛酪乳、酸乳など多種多様です。今回は広く用いられている調製粉乳についてのべてみます。

〈調製粉乳〉

この粉乳は牛乳をもとにして作られておりできるだけ母乳に近づくよう工夫されています。まず、牛乳中の余分のカゼインを取り除き、アルブミンが加えられています。また母乳特有のベーター乳糖が加えられ、脂肪の含有量を母乳に近づけ、ビタミンやミネラルを添加しています。

調製粉乳のメーカーにはいろんなメーカーがあり種々の製品が出されています。しかし、各製品ともそれほどのちがいがあるとは考えられません。

☆必要な器具　①ホ乳ビン――ガラス製とプラスチック製とがあります。どちらでも良いのですが、きれいに内部を洗わねばなりませんので口の広いものがいいでしょう。プラスチック製のものは透明でなくなってきたら新しいのととりかえてください。②乳首――ゴムの方がプラスチックのものよりもやわらかくていいでしょう。赤く焼いた針で穴をあけてください。穴の大きさはホ乳ビンを逆さにして1秒間に1滴落ちる程度がいいでしょう。

ホ乳ビンと乳首の消毒は絶対に必要です。ホ乳ビンはブラシを使ってゴシゴシと洗い流し、10分間煮沸してから逆さにして水をきってください。乳首はうら返しにして洗い、3分間煮沸した後水にひたしておいてください。

☆乳の量　ミルクをのむ量は赤ちゃんによって個人差があります。適当につくられたミルクであれば、健康な赤ちゃんでは1回にほしがるだけ与えてもかまいませんが、いやがるのを無理にやるのは禁物です。どれだけの量をのんだかというよりも、赤ちゃんが満足し、順調な発育をとげるかどうかが重要で生後3ヵ月間は体重が1週間に170％程度増加するのが標準です。

授乳間隔は1回の吸乳量が少ない出生当時は約2時間あけて回数を多くします。吸乳量がましてくれば次第に3時間おき位になり、3ヵ月以降は4時間おき1日5回とし、夜の授乳はぬくことができるようになります。

☆調乳のしかた　ホ乳ビンや乳首を取り扱う前に手をよく洗って清潔なタオルでふいてください。次に、ミルクの濃さは各製品によって違いますのでカンの中に入っているサジで量を測り、粉乳をボウルに移したらすぐカンのふたをします。粉乳に煮沸した湯をそそぎ、かたまりが残らないように十分かきまぜます。水は目盛りのついた計量コップで測るのがよいでしょう。

混合したらミルクをビンにそそぎ乳首をつけます。ミルクの暖かさはビンをかたむけて大人の前腕の内側にミルクを落としてみて熱くない程度とします。

☆授乳のしかた　赤ちゃんを少し起こすかまたはすっかり抱き上げてから乳をやるようにします。ホ乳ビンの中に空気が泡をつくって入りこめるように時々口からはなしてやってください。ミルクをのませたあとは赤ちゃんを立たせて背中を軽くたたき、飲みこんだ空気を追い出すようにします。

☆添加物　2ヵ月をすぎた赤ちゃんには果汁を与えるようにします。月数が進むとビタミンや穀粉などを与えますが、これは離乳にも関係しますので次の機会にゆずります。

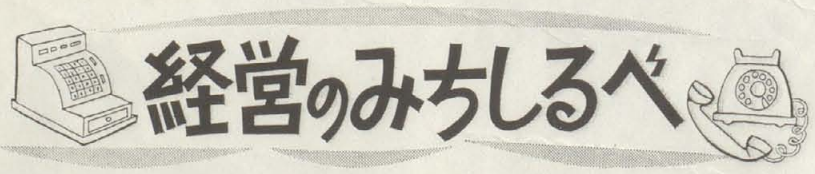

経営のみちしるべ

■企業とは何か

長らくご愛読いただきましたが今回をもってこの欄を終わらせていただくことになりました。そこで、最後に〝企業とは一体どういうものか〟について考えてみたいと思います。

企業とは利潤追求を目的とするものだという考え方があります。英語にadventureという語があります。普通「冒険」と訳されますが「企業」という意味にも訳することができ、これは企業とは冒険することだというイメージからきているのです。東洋の特産物（香料など）を求めて西洋諸国がきそって新航路を発見したことを連想していただければ、企業イコール冒険ということが明確になってくるでしょう。

では、冒険の代償は何でしょうか。それは利潤です。冒険をすればするほど利潤を多く生むのは道理です。販路が開拓されきってしまった現在では新製品の開発などのベンチャー・ビジネスの中にその考え方が見い出せます。しかし、企業とは利潤追求を目的とするものだという考え方の前に、企業とは存続を目的とするものだという考え方があります。企業は倒産せずにずっと存続してこそ企業といえる、存続こそが企業の本質であってその上に利潤追求が成り立つという考え方です。実にあたり前の考え方で、中小企業にあっては特にこのことがいえます。

資本の小さい間は利益率が大きい反面、資金調達難による倒産の危険の中にあります。不況の下で特にそのことが明確になることは前回に説明したとおりです。だから利益率が大きいからといって安心はできません。利潤追求に熱中している間に、その企業の経営内容が悪化していくケースがしばしば見られます。受注が急増し、それに対処するために借入金、支払手形などの他人資本によって設備投資を行ったところが不況になり、受注が急減して倒産するケースなどがその好例でしょう。

前回にも説明しましたように、中小企業が存続していくためには、ふだんから経営内容の改善、景気の動向に応じた長期の資金計画の確立につとめる必要があるでしょう。

やお市政だより

第501号　6　昭和49年3月20日

写真ニュース

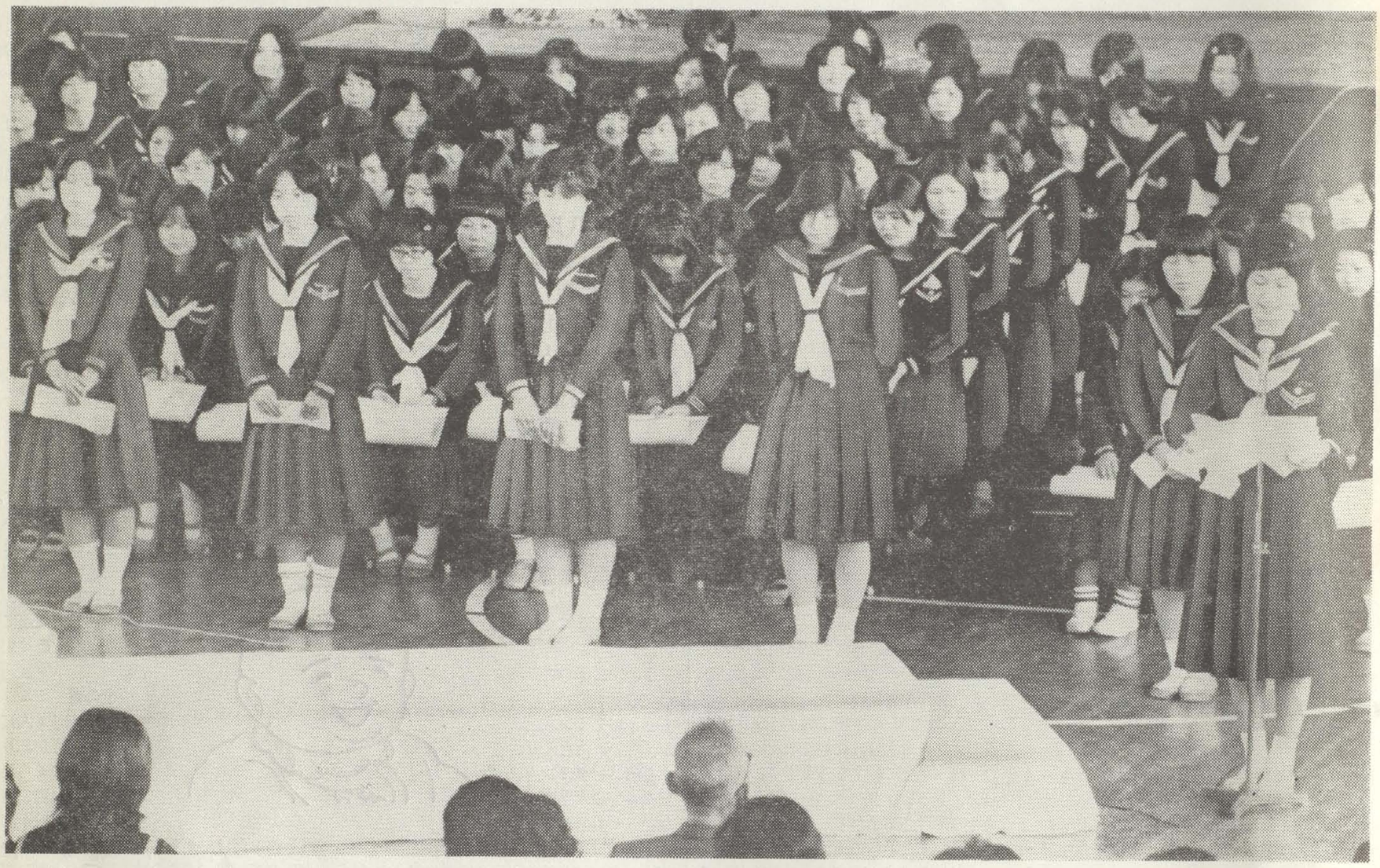

3年間の思い出を胸に秘めて　清友高・卒業生答辞

“卒業シーズン”にひろう

目に涙を浮かべる卒業生も－清友高

清友高校を皮切りに市内の各幼・小・中学校園で卒業式が行われました。

トップの清友高校では2月27日午前10時から父兄らも参加して行われましたが、卒業生達は各々、高校時代の思い出や将来への希望を胸にいだき、上級の学校あるいは社会へと巣立っていきました。

また、中学校は3月14日に、小学校は同月19日に、幼稚園は同月20日に卒業式が行われましたが、それに先がけ卒業生達は学校にあるいは後輩にと校内の整備、歩道橋の清掃などを行いました。

みぞのカイショのフタ作り－高安中

日頃お世話になった歩道橋を清掃－竹淵小

卒業生に記念の色紙を－高美小

やお市政だより

第501号　7　昭和49年3月20日

読物のページ

姉妹都市ベルヴュ
—最終回—

■作品の交換

昨年11月、ベルヴュ市の代表者が、八尾市を公式訪問した際、両市の学校の間でのいろいろな作品の交換が計画されました。ベルヴュ市では、7つの小学校の生徒たちが、自分たちが作った作品を八尾市の学校に送るよう準備しています。こどもたちの学校生活の写真、作文、図工作品やテープレコーダーで吹きこんだテープもあることでしょう。これらの作品を作っている生徒の一部は6月に卒業するので、八尾市でもそれまでに八尾のこどもたちの作品を送れるよう準備をすすめています。こどもたちの作品交換を通じて両市のお互いの文化や生活の一層の理解に役立つと思います。

—最終回—

■梅岩寺

信貴山口駅で降りる。西へ20mほど行くと三又路になっており、そこを左（南）へ曲がる。この付近一帯には桜の樹木が多く、開花時期には盆ぼりなどがつるされ夜桜見物は一興である。

しばらく行くと家並はとぎれ、西方に市内が一望でき、天気のよい日には大阪城、六甲山なども見ることができる。

途中の道端の土手にはよもぎがはえ、ところどころにつくしが顔を出していた。

5分ほど行くと、右手に権現社があり、このあたりの地区（黒谷）の夏祭りには多くの人でにぎわう。

ここから道は右に大きくカーブしている。さらに5分ほど行くと道は2手に分かれ、左側に八尾市低区配水池がある。

左（東）へ道をとるが、急な坂道となっている。この舗装された道を登っていくと、右側に細い地道があるが、これは梅岩寺への旧参道である。趣きをかえ、この旧参道を行こうと足を踏み入れた。（舗装された道をまっすぐに登っても梅岩寺へ行ける）枯葉が道をうずめ、しーんとしている。枯葉を踏みしめ50mほど登るとそこが梅岩寺である。

このあたりも桜の樹木が多いが、まだつぼみは固い。

この梅岩寺は寿福山と号し、黄檗宗宇治万福寺末で、聖観音を本尊としている。もとは教興寺の一坊であったようで、庫裡の後方の畑地から教興寺の古瓦が出土している。山門の『寿福山』の扁額は、隠元禅師の筆である。

梅岩寺山門

本堂北側の高台があり、国見台というが、今は通ずる道も雑草におおわれ、わかりにくくなっている。

雑草をかきわけ、この高台に登ったが、八尾市高区配水池のフェンスがあり、昔のおもかげはない。

梅岩寺へは近鉄信貴山口駅下車、南へ17、8分。

本堂北側の高台から見た市内

—最終回—　沢井浩三（大阪府教育百年史編集室長）

■光明寺地蔵

服部川総池の南傍の光明寺境内にある。光明寺は紫雲山来迎院と号し、融通念仏宗大念仏寺末で、元禄4年（1691）住持秀山の中興と伝える。

山門横の地蔵堂内にまつられ、高さ108cmの花崗岩に78cmの地蔵菩薩の立像を陽刻しており、極めて端正優雅である。鼻部がかなり磨滅しているのは、祈願の際になでられた結果であろうか、整った姿で室町時代のものと考えられる。

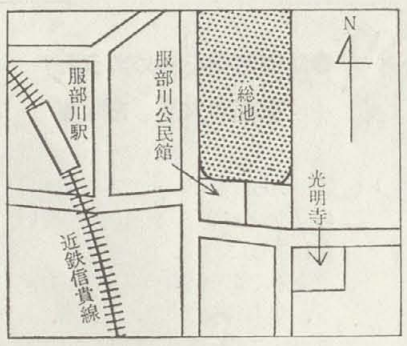

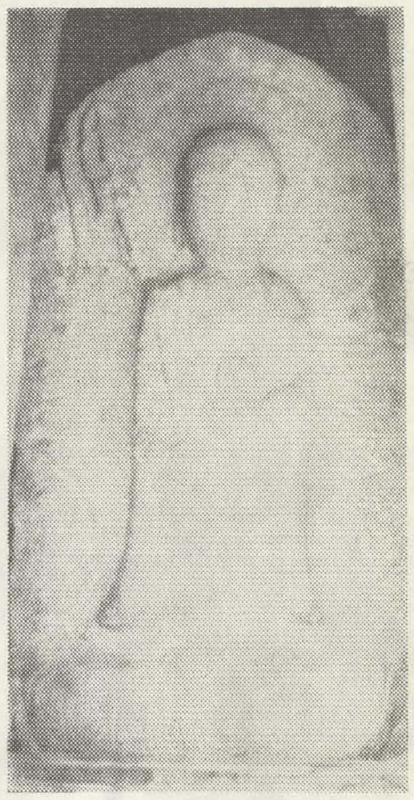

（上）光明寺付近略図
（右）光明寺地蔵

■郷土の作品集

まかなもて弓削の川原の埋木（うもれぎ）
　のあらはるまじきことにあらなくに
（万葉集）

薄氷（うすらい）や
　わずかに咲ける芹（せり）の花
（其角）

短歌、俳句とも郷土に関係のあるものです。短歌は万葉集に読人不知として所載されており、万葉の無名詩人が志紀地区の弓削でよんだもので、大和川敷（当時）の埋木にことよせて恋慕の情をつつましくあらわしています。

俳句は元禄の頃、長瀬川を渡舟で通った俳人宝井其角が御坊付近で、ふと岸辺に咲く小さな白い芹の花に詩心を動かしてよんだものと伝えられています。

このような風土のためか、いまも八尾には短歌、俳句などを志す人々がたくさんおられます。その人たちの作品集を紹介いたしましょう。

☆歌集の部

千鳥	玉島照波
諸葛桜歌集	諸葛桜
一途	〃
生殖	武部善人
空日照	〃
大学紛争	〃
七種の花	合同歌集
微光	〃
暁雲	〃
黎明	〃

☆句集の部

河内野	山下豊水
みつ栗	〃
遍路行	〃
豊水全集	〃
露地竺	本山素洋
柿の歌	山下青葭
よろこび	若林南山
笹鳴	松葉星幼
梔子の花	合同句集
午輪	〃
芹の花	〃
野鶯	〃
はつごころ	〃
こごせ	琴野三省
立春	小枝暮夫
芬陀利華	〃
黒鞠	同本青嶺

☆川柳の部

水鶏笛	西尾栞

昨年4月に始まった『図書室だより』ですが、新年度からの減ページにより、今回が最終回となります。長らくのご愛読ありがとうございました。

八尾に関した文芸作品などはまた機をみてお伝えしたいと思っています。資料などご存知の方は公民館図書室（教育センター内）までお知らせください。

やお市政だより

第501号　8　昭和49年3月20日

市の話題

●桂南保育所など市内の各保育所で生活発表会

2月22日の桂南保育所を皮切りに市内の各保育所で1年間の総まとめとして生活発表会を開きました。

桂南保育所の発表会では、各クラスごとに1年間勉強した劇、遊戯、合奏のうち一番上手なものを一つずつ選んで演技しました。

劇や遊戯の内容は、子供の創造性を養うために既製のものを子供と保母さんが作りかえたものが多く見受けられました。

約1ヵ月前から練習したせいかほとんど失敗もなく、一幕終るごとにお母さんたちから大きな拍手がおくられていました。

●いちょう学園でひなまつり

市立いちょう学園で3月2日、手づくりのひな人形を飾ってひなまつりを祝いました。

この人形は機能訓練をかねて子供たちが牛乳やジュースの空びん色紙、画用紙などを使い作ったもの。

この日午前10時30分から訓練室で子供たちは保母さんといっしょにひなまつりを祝いましたが、ひな壇の上に自分たちの作った人形を置き得意満面。

保母さんたちが考えてつくった〝パープサート〟の劇や〝やさいのお話し〟の劇を見たり、白酒を飲んだりし楽しい一時を過ごしました。

●防火意識を高めようと〝家庭防火展〟を開催

春の火災予防運動期間中の2月28日から3月13日まで本町7丁目のマルショで〝家庭防火展〟が開かれました。

会場にはモデルハウス、プロパン、ガスぶろの模型、消火器、避難器具などを展示したほか119番への通報のしかたの実演などをし、家庭の安全管理を呼びかけました。

また、同期間中の3月2日、市消本部予防課は外環状線の近鉄信貴線高架北200mで〝危険物運搬車両の街頭取り締まり〟を行い、消り火器・標識の有無、危険物取扱い者の同乗など18項目の検査をしました。

●若返りをめざした老人大学を開講

これまで約1,100名もの卒業生を送り出している八尾市老人大学の第20期入学式が、3月1日、社会福祉会館内老人福祉センターで行われました。

この大学は老い込みの速度を停止させ、逆に若返っていこう、若い人と話し合え、愛される老人になろうと毎年2回開校されているもので、通称〝八尾老大〟と親しまれています。

入学式では〝この年来てもかわりなく今日も達者で暮そうよ…〟と全員で合唱したあと、1ヵ月足らずの日程だがなかよく勉強しましょうと誓い合いました。

しあわせを築く道　部落解放とわたしたち――⑲

■部落差別の本質について

本年度は、部落解放とわたしたち八尾市民の生活とが、どのように関連しているかを考えてきました。

今回は部落差別の本質を考え、そのことのまとめをしたいと思います。

部落解放運動がすすめられる中で、「3つの命題」が明らかにされました。

その第1は、部落差別の本質で、だれにでも保障されているはずの市民的権利が、被差別部落の人々には行政的に不完全にしか保障されていないということです。

そして、特にその中でも、就職の機会均等が不完全にしか保障されていないことが、その本質であるとされています。

その第2は、部落差別の存在意義で、単に直接、被差別部落の人々を搾取・圧迫することが目的ではなく、労働者の低賃金・低生活のしずめ石としての役割だということです。

さらに、かつて封建時代においてもそうであったように、被差別部落の人々と一般市民を対立させ、分裂支配の道具にしていることです。

第3は、社会意識としての差別観念で、今の世の中では、わたしたちの日常生活の中に不断に差別意識がもちこまれ、一般的に存在しているということです。

〝女性べっ視〟や〝能力ないものきり捨て〟等が、今の社会では当然のこととなっており、部落差別意識もまかり通っています。

以上の「3つの命題」は、部落解放とわたしたちのくらしとの関連を示しています。

被差別部落の人々が、十分な教育を保障されず、不安定な零細企業にしかつけないということは、わたしたちのくらしを低いものにしておく支えとして、「しずめ石」となっているのです。

従って、部落解放運動をすすゆていくことは、わたしたちの生活水準をより高いものにしていくことにつながるわけです。

十分な教育条件のととのった学校施設が、部落解放運動の成果として建設されましたが、そのことは、学校建設の基準をひき上げる役割を果しています。

しかし、現実には、「部落にばっかり…」といった「ねたみ差別」が生まれてきています。このことは、被差別部落の人々のくらしがよくなることに対して、水をかけることになっています。

「部落は低くて当り前」といった差別意識が一般市民の間に根強く残されています。この考えは間違いで、部落がよくなれば自分達もよくなるんだという立場に立ってこのことを克服し、被差別部落の人々とわたしたちがともに立ち上がり、統一して運動をすすめることが大切になっています。

八尾市民のみなさん、市民ぐるみで差別のない明るい町づくり運動をすすめていこうではありませんか。